公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第４２２号
岡山県倉敷市児島上の町２丁目７番16号ベルフォーレ101号、旧住所岡山県倉敷市児島味野６丁目９番１号
債務者　矢吹　太佑（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　吉保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０２２号
広島市東区戸坂大上４丁目20番２号
債務者　平林　　貢
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上土井幸始
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１２３号
広島市南区堀越３丁目１番６号
債務者　大段　昭彦
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　砂本　啓介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１２９号
広島市南区堀越３丁目１番６号
債務者　大段　悦子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　砂本　啓介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２８３号
大阪府枚方市三栗２丁目１番17―401号
債務者　池田　　香（旧姓一之瀬）
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂野　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３１０号
大阪府枚方市印田町34番63―205号
債務者　インテリアリキこと　緒方　　力
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　伸哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月10日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５７８号
大阪市東住吉区駒川５丁目５番12号
債務者　松本商店こと松本好子こと　李　　好子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９０４号
堺市中区東八田253番地５　グレイスフルタウンⅠ203号
債務者　下村　　晃
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　憲太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９１７号
大阪市都島区御幸町１丁目５番９号
債務者　山本昭治こと　宋　　昭治
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９４７号
大阪市東成区中本３丁目11番５号
債務者　荒俣　幹弘
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　英伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９５９号
大阪市東住吉区西今川３丁目14番１号
債務者　徳留　久平
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沙々木　睦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９８２号
大阪市鶴見区今津北３丁目６番25―703号、前住所大阪市北区池田町15番１―801号
債務者　鈴木　　誠
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９８３号
大阪市鶴見区今津北３丁目６番25―703号、前住所大阪市北区池田町15番１―801号
債務者　鈴木　弘美
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０４１号
大阪市淀川区十八条３丁目12番８号　サフラン文化101号、前住所大阪市淀川区三国本町１丁目15番４―1103号
債務者　由良　浩士
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　裕和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月10日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３４号
埼玉県三郷市彦糸１丁目156番地５　千代田ハイツＡ棟３号
債務者　齋藤もと江
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹川　淳一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第６３号
愛媛県八幡浜市五反田１番耕地966番地２
債務者　菊池　昌久
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後４時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥島　直道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
松山地方裁判所大洲支部